

平成27年度第9回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成27年12月17日（木）午後3時30分～午後3時50分	
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室	
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長、上下水道部長、病院経営推進部長、二見総合支所長、御園総合支所長、消防長	
審議事項		
1	立地適正化計画の策定について	<都市整備部>

1 立地適正化計画の策定について<都市整備部>

概要

都市再生特別措置法の一部を改正する法律が平成26年8月1日に試行され、人口減少や少子高齢化を背景とした立地適正化制度が策定された。本市において当該計画を策定するかどうかについて、審議を行った。

主な概要については以下のとおりである。

(1) 目的

- ・人口減少、少子高齢化の進行を見据え都市全体の構造を見直し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住を中心市街地に集約・誘導するコンパクトなまちづくりの形成
- ・生活利便施設等にアクセスできる持続可能な公共交通ネットワークの形成

(2) 課題

- ・人口密度の低下による都市の活力減退と地域コミュニティの維持困難
- ・施設ごとの利用者減少による医療・福祉・商業などの都市機能の維持困難
- ・公共交通の路線減少による交通利便性の低下
- ・ハザード区域の居住拡散と高齢化による防災力の低下

(3) 計画の必要性

今後も進行する人口減少、少子高齢化に対応した持続可能な都市経営を確立するため、都市機能施設や居住を緩やかな誘導により集約し、コンパクトなまちづくりを進める必要がある。

医療・福祉・商業等の施設が拠点となる地域にまとまって立地し、住民が公共交通によってこれらの生活利便施設等にアクセスできるよう、都市全体の構造の見直しが必要。

→都市機能施設や居住を緩やかな誘導により集約し、コンパクトなまちづくりを進める必要がある。

(4) 計画の概要

①都市機能誘導区域（居住誘導区域内に設定）

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- ・誘導施設への税財政・金融上の支援
- ・区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール
（区域外でも建築可能だが、誘導施設は届出必要）

②居住誘導区域（基本的に用途地域内に設定）

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

- ・区域外の居住の緩やかなコントロール
（区域外の居住を否定するものではない）
- ・一定規模以上の区域外での住宅開発等については届出必要

③公共交通網の充実

拠点を結ぶ交通サービスの充実

(5) 計画による効果

①持続可能な都市経営（財政、経済）

- ・公共投資、行政サービスの効率化
（行政コストの低減、公共施設の維持管理の合理化）
- ・住宅、宅地の資産価値の維持
- ・ビジネス環境の維持・向上
- ・健康増進による社会保障費の抑制

②地球環境・自然環境

- ・自動車依存の低減によるCO2排出削減
- ・公共交通によるエネルギーの効率化
- ・緑地等の保全

③高齢者等の生活環境・子育て環境

- ・交通弱者の交通利便性の向上
- ・子育て、教育、医療、福祉の利用環境向上
- ・高齢者の健康増進
- ・コミュニティ力の維持

④防災

- ・災害危険性の低い地域の重点利用
- ・集住による迅速、効率的な避難

(6) スケジュール

平成28年度	計画案の作成、関係部署との調整
平成29年度	計画案の審議、市民等との合意形成、計画の公告等
平成30年度	誘導施策の実施

主な意見・補足等

- ・国からの支援はあるのか。
→都市機能誘導区域については、誘導施設（医療、福祉、商業施設）の建設に対して支援が行われることとなる。
- ・市としてメリットがある箇所については含めたいと考えているが、様々な要素に基づき区域を設定することとなる。
- ・公共交通との連携が重要であると考えているがどうか。
→中心となる区域と地域の拠点を決定したのち、公共交通に関する協議をしたいと考えている。
- ・居住誘導区域の考え方は、DID 区域のほか、鉄道駅から半径 1 k m、バス停から半径 500mの区域が対象となる。

結論

提案どおりの内容で進めることと決定した。

資料

付議事項書